

## 審議第 1 号 デマンドタクシーの市外病院への運行計画について（案）

- 本市デマンドタクシー（予約制乗合タクシー）は、平成 24 年度から市内タクシー事業者の協力のもと、市内全域をドア・ツー・ドアで運行しており、高齢者を中心に、市内医療機関等への移動手段として利用されている。
- 市民から市外医療機関（きぬ医師会病院（常総市）及び茨城西南医療センター病院（境町））への乗り入れの要望が高まっており、下記のとおり、実証運行を行う。

## 1 乗り入れ先について

・市外医療機関への通院手段の確保として、

- ①きぬ医師会病院（常総市）及び②茨城西南医療センター病院（境町）へ実証運行を行う。

※①きぬ医師会病院…市内病院等の多くが当医師会に所属しており、関係性が深い。

※②茨城西南医療センター病院…市民の利用が最も多い。救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院などの地域の拠点病院である。

<運行車両台数>

**実証運行後**：市内専用便 2 台 + 市外病院専用便 2 台（増車）

## 2 事業開始予定（実証運行）

予約受付開始：平成 31 年 4 月 1 日（月）

運行開始：平成 31 年 4 月 2 日（火）

## 3 事業の内容

事業内容	市外2病院専用便(増車)	<参考> 現在の運行状況
(1) 目的	移動手段を持たない市民に対し、デマンドタクシーを導入することにより、日常生活の利便性の向上を図るとともに、地域の活性化や環境に配慮したまちづくりを推進することを目的とする。	
(2) 事業主体	坂東市	
(3) 運行主体	道路運送法第4条の許可を有する市内の一般乗合旅客自動車運送事業者	
(4) 愛称	坂東市デマンドタクシー らくらく	
(5) 運行計画		
1) 運行区域	坂東市内全域 運送区間の追加 ①きぬ医師会病院 ②茨城西南医療センター病院	坂東市内全域
2) 乗降場所	右記に加え、 ①きぬ医師会病院 ②茨城西南医療センター病院 を追加(区域外乗降場所の新設)	登録者の自宅、公共施設、商店や飲食店、医療機関、金融機関、事業所等 ※大型施設には乗降場所に標識等を設置
	ドア・ツー・ドア運行	
3) 使用車両	ワゴン車(事業者所有) 7人乗り(運転手を除き、最大6人まで利用可)、手すり、可動ステップ付 ※市内タクシー事業者(2社)より借上げ予定 ※予備車両は、事業者所有車両から本事業に適した車両を指定しておくものとする。	
4) 運行台数	市外専用として、2台増車 ※①きぬ医師会病院専用1台、 ②茨城西南医療センター病院専用1台として運行する。 ※市内2台+市外2台 1日あたり計4台で運行	1日あたり2台

事業内容	市外2病院専用便(増車)	<参考> 現在の運行状況																												
5) 運行時間	午前7時30分～午後4時30分までの8時間(休憩1時間を除く。)	午前8時～午後5時までの8時間(休憩1時間を除く。)																												
6) 運行日	月曜～ <u>金曜日</u> (土日祝日、12月29日～1月3日まで、その他乗入れ先の病院の休診日は、臨時で運休とすることができる。)	月曜～土曜日(日曜日、12月29日～1月3日までは運休)																												
7) 運行回数	1日1台あたり、往路4便・復路4便の最大8便(午前2往復・午後2往復の4往復) ※帰りの便を確保するため、午後も2往復とする。	1日1台あたり最大8便																												
8) 運行時刻	別紙1のとおり <table border="1" data-bbox="480 1133 919 1386"> <thead> <tr> <th colspan="3">発車時刻</th> </tr> <tr> <th>発地</th> <th>市内発 4便</th> <th>きぬ・西南発 4便</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">午前</td> <td>7:30</td> <td>8:45</td> </tr> <tr> <td>9:30</td> <td>10:45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">午後</td> <td>1:00</td> <td>1:45</td> </tr> <tr> <td>2:45</td> <td>3:30</td> </tr> </tbody> </table>	発車時刻			発地	市内発 4便	きぬ・西南発 4便	午前	7:30	8:45	9:30	10:45	午後	1:00	1:45	2:45	3:30	午前8時～午後4時までの1時間単位 <table border="1" data-bbox="983 1133 1347 1386"> <thead> <tr> <th colspan="2">発車時刻</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:00</td> <td>1:00</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>2:00</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>3:00</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>4:00</td> </tr> </tbody> </table>	発車時刻		午前	午後	8:00	1:00	9:00	2:00	10:00	3:00	11:00	4:00
発車時刻																														
発地	市内発 4便	きぬ・西南発 4便																												
午前	7:30	8:45																												
	9:30	10:45																												
午後	1:00	1:45																												
	2:45	3:30																												
発車時刻																														
午前	午後																													
8:00	1:00																													
9:00	2:00																													
10:00	3:00																													
11:00	4:00																													
(6) 予約体制	<p>予約センター(運行事業者事業所内に1か所設置) 電話番号 0297-38-0555</p> <p>※予約システムは導入しない。 受付時間:午前8時30分～午後4時まで。ただし、正午～午後1時までを除く。</p> <p>受付日:月曜～<u>金曜日</u>(土日、年末年始を除く。)</p> <p>・オペレーター午前中のみ1名増員(勤務時間:午前8時30分～正午まで。)</p>	<p>受付日:月曜～土曜日(日曜日、年末年始を除く。)</p> <p>・オペレーター1名(勤務時間:午前8時30～午後4時30分まで。ただし、正午～午後1時までには休憩時間)</p>																												

事業内容	市外2病院専用便(増車)	<参考> 現在の運行状況
(7) 利用方法		
1) 利用対象者	坂東市民(住民登録又は外国人登録をした者) ※年齢等による制限なし。	
2) 利用登録	あらかじめ市役所にて利用登録を行うものとする。 原則、利用登録を行った日の1週間後から利用できるものとする。	
3) 運行予約	・利用を希望する前日に予約センターへ原則電話にて利用予約を行うものとする(聴覚・言語障害のある方など、電話によることが困難な場合のみFAXでの予約も可能とする)。 ・利用者が1日に予約(利用)できるのは2便までとする。	
	月曜日運行分については、直前の <u>金曜日</u> に行く。	月曜日運行分については、直前の <u>土曜日</u> に行く。
4) 予約時間	午前8時30分～午後4時までとする。ただし、正午～午後1時までの間は除く。	
5) 利用料金 (1乗車あたり)	利用券により支払う(事前に利用券を購入)。	
	<b>中学生以上 1,200円</b> <b>小学生以下・障がい者 300円</b> <b>3歳未満無料(他の登録者と同乗)</b> <b>介助が必要な方については、介助者1人まで無料</b>	<b>中学生以上 300円</b> <b>小学生以下・障がい者 100円</b> <b>3歳未満無料(他の登録者と同乗)</b> <b>介助が必要な方については、介助者1人まで無料</b>
※割引対象となる障害者は次のとおり ①身体障害者手帳の1級、2級又は1種3級の方 ②療育手帳のマル A 又は A の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方		

事業内容	市外2病院専用便(増車)	<参考> 現在の運行状況
6) 禁止事項等	<p>次の事項は禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車内での携帯電話による通話、飲食及び喫煙</li> <li>・飲酒してからの利用</li> <li>・大きな荷物・長尺物の持ち込み(他の座席を塞がない。)</li> <li>・ペットを連れての乗車(介助犬は除く。)</li> <li>・小学生以下だけでの利用。</li> <li>・営利目的での利用</li> </ul> <p>※乗務員は乗降の補助・荷物の運搬は行わない。</p>	
(8) 運行内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂東市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の議決により決定する。</li> <li>・道路運送法等関係法令に規定する以外の軽微な変更については、坂東市において決定することができるものとする。</li> <li>・軽微な変更とは、オペレーターの増員とする。</li> <li>・なお、使用車両を変更する場合は、事務局及び事業者との間で協議し、決定することができるものとする。</li> <li>・この場合は、変更後最初に開催される交通会議において報告するものとする。</li> </ul>	
(9) 事故対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が発生した場合、運行事業者は速やかに適切な措置を講ずるとともに市に報告する。</li> <li>・事故に関する賠償については、運行事業者において対応する。</li> </ul>	
(10) 苦情等対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行に関する苦情等は、市及び運行事業者で誠意をもって対応するものとし、対応記録は両者が共有する。</li> </ul>	
(11) 事業評価		
1) 評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果検証体制として、PDCA(計画→実行→評価→見直し)サイクルにより、毎年度、事業の効果検証を交通会議において行う。</li> <li>・次年度当初に1年間を通した評価を行うが、予算反映等の必要があるため、10月に中間評価を行う。</li> </ul>	

事業内容	市外2病院専用便(増車)	<参考> 現在の運行状況
2)目標指標	<p data-bbox="480 374 922 412">ばんどう未来ビジョン戦略プラン</p> <p data-bbox="480 423 836 461">デマンドタクシー利用者数</p> <p data-bbox="480 472 1230 510">2016(H28)年度 8,689 人 ⇒ 2021(H33)年度 20,000 人</p> <p data-bbox="480 521 842 560">※2017(H29)年度 8,559 人</p>	
3) 事業継続基準 (実証運行後の 検討)	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="480 629 922 719">・実証運行後の事業継続・中止 (見直し)ラインについて</li> <li data-bbox="480 730 922 768">1便あたり平均利用者2人以上</li> <li data-bbox="480 779 922 969">・平成31年度末まで(概ね1年 間)の実証運行を行い、現 行(市内便)の利用と同程度と する。</li> </ul>	
(12) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="480 1034 922 1173">・病院送迎のため、利用者の体 調不良等に対応できるマニ ュアルを作成する。</li> <li data-bbox="480 1184 922 1276">・本事業の運転手には、普通救 命講習等の受講を求める。</li> </ul>	

#### 4 市民（利用者）への周知方法

関係先との調整・茨城運輸支局への事業変更届が済み次第、周知を図る。

- ・チラシ作成・全戸配布（他の公共交通もあわせて周知）
- ・広報坂東（お知らせ版）掲載（4月号予定～随時）
- ・市ホームページ掲載（随時）
- ・デマンドタクシー車内への貼り紙（随時）

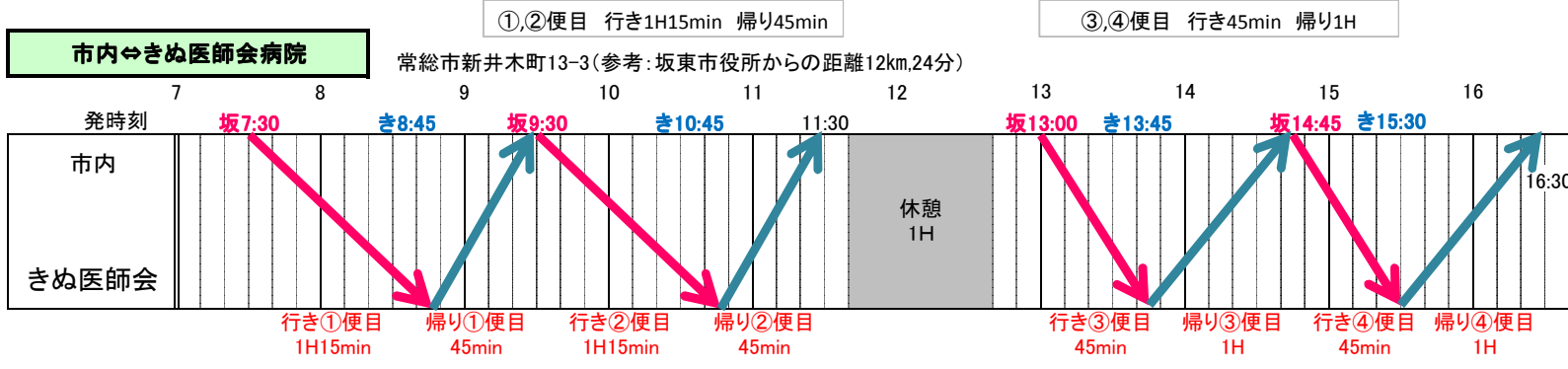
#### 5 利用促進策について

デマンドタクシーを含め、公共交通の利用促進のためのPR・啓発活動を行う。

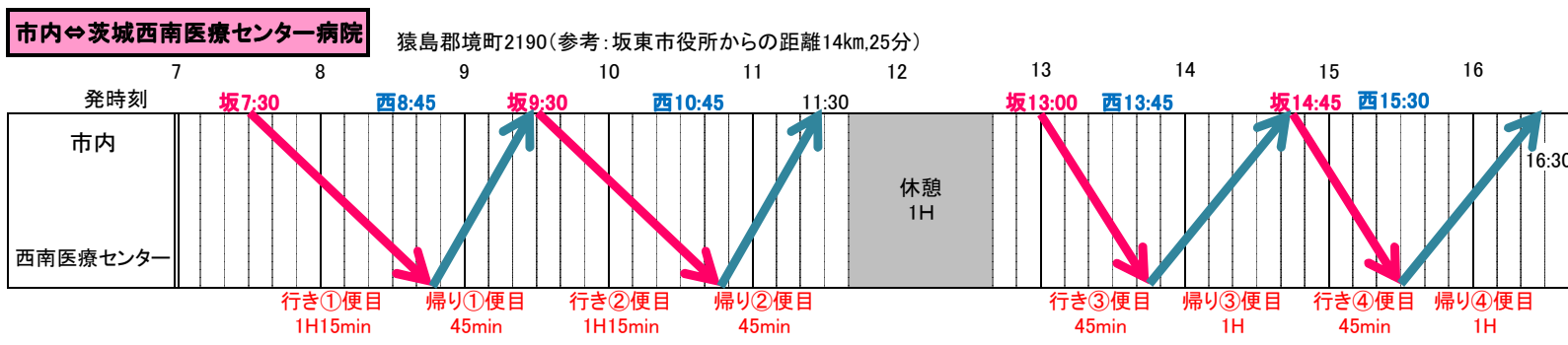
- ・広報坂東（お知らせ版）掲載（年6回）
- ・市ホームページの掲載（分かりやすさの改善）
- ・PRチラシの作成・配布（イベント・公共施設パンフレットラック等）
- ・ポスターの作成・掲示（公共施設等）
- ・各種イベント開催時におけるPRの実施
- ・坂東市地域公共交通網形成計画の策定の検討 等

### デマンドタクシー市外総合病院行き運行時刻(案)

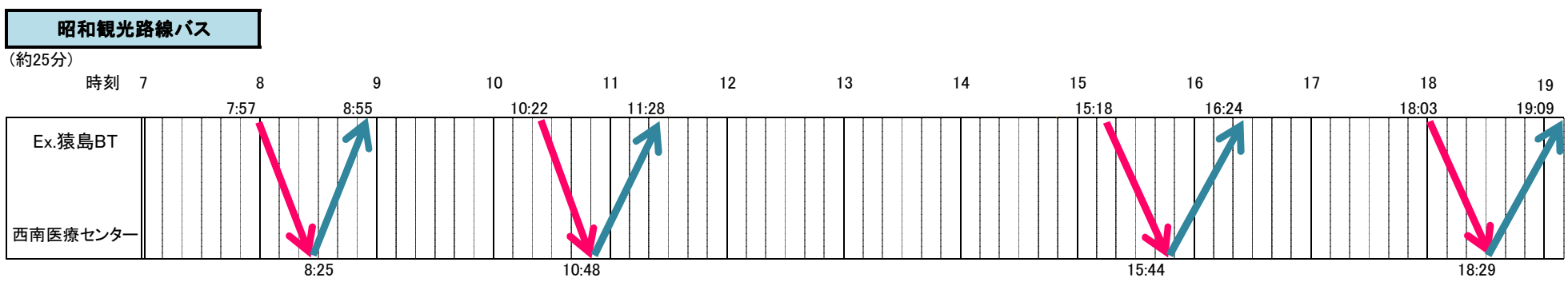
H31.2.25



- ◆運行便数  
午前2往復・午後2往復
- ◆運行距離(見込み)  
往復約40km×4 1日約160km
- ◆運行時間  
午前7:30～午後4:30  
(休憩1時間を除く。)

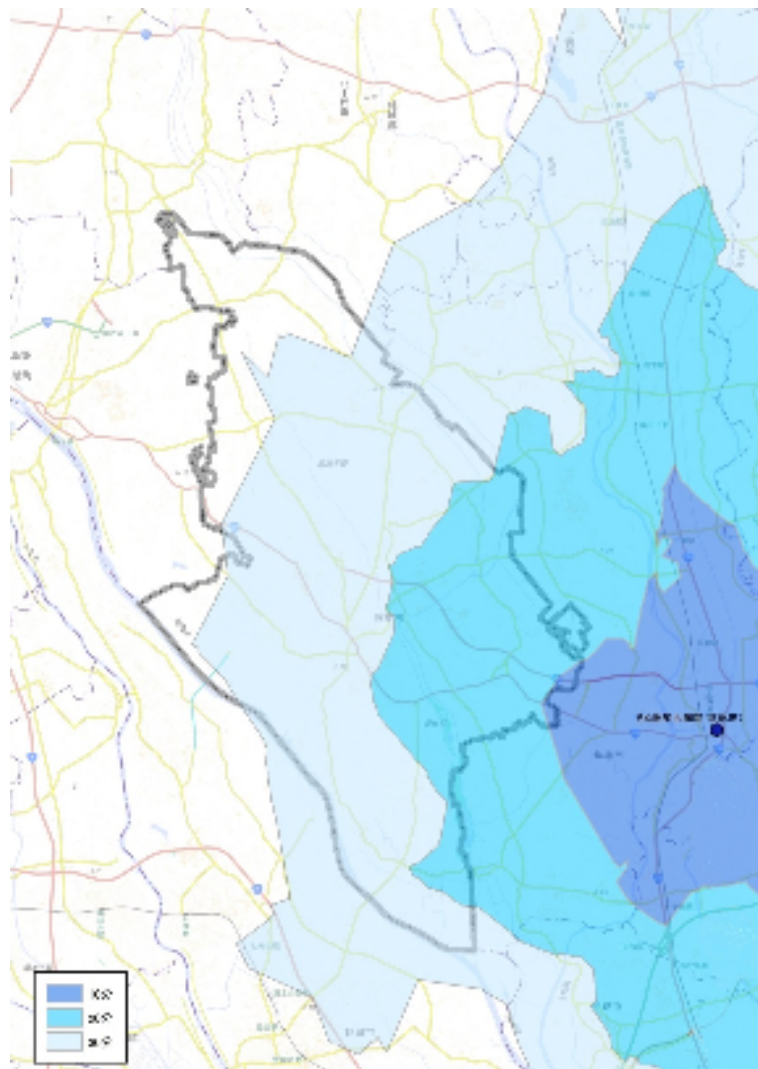


- ◆運行便数  
午前2往復・午後2往復
- ◆運行距離(見込み)  
往復約40km×4 1日約160km
- ◆運行時間  
午前7:30～午後4:30  
(休憩1時間を除く。)

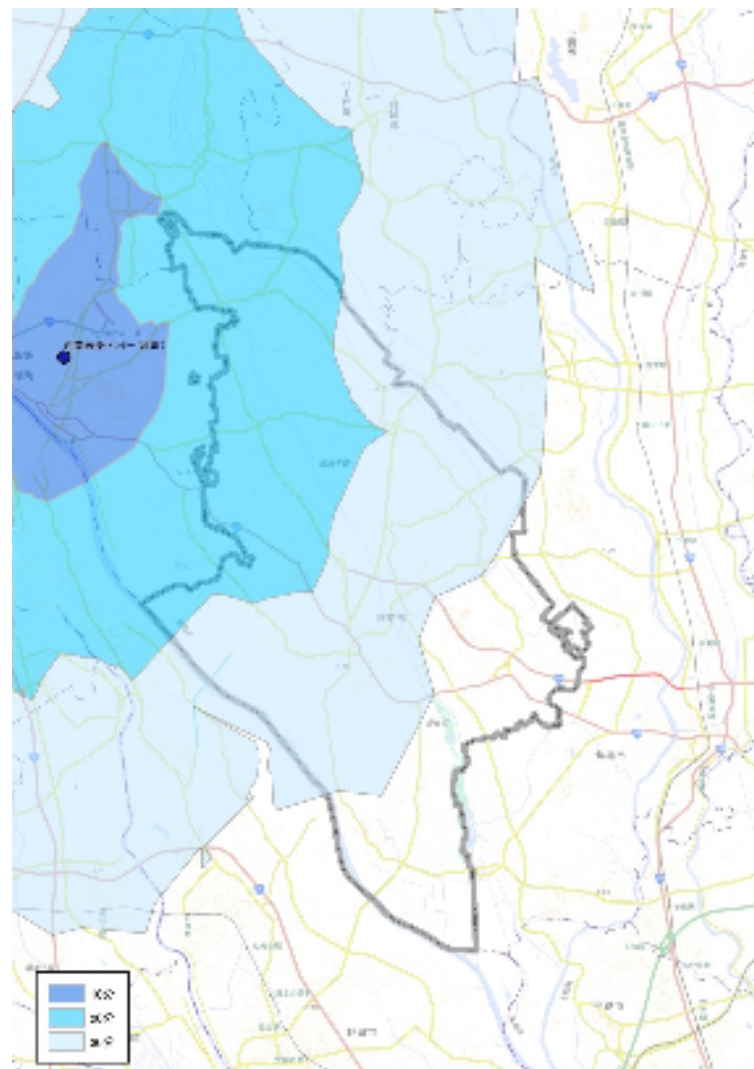




## 【参考】所要時間圏



▲きぬ医師会病院(常総市)の所要時間圏



▲西南医療センター(境町)の所要時間圏

### <所要時間の算定条件>

対象時間: 10分圏(1~10分)、20分圏(11~20分)、30分圏(21~30分)

対象道路: 平成22年道路ネットワーク(国道、主要地方道、県道) ※圏央道(首都圏中央連絡自動車道)の有料道路利用なし

旅行速度: 平成22年道路交通センサス(混雑時旅行速度)

## 【参考】診療案内

	きぬ医師会病院	茨城西南医療センター病院
所在地	〒303-0016 茨城県常総市新井木町13-3 TEL 0297-23-1771 (代) 予約専用電話 0297-23-1778 (月～金曜日 午前9:00～午後4:00)	〒306-0433 茨城県猿島郡境町2190 TEL 0280-87-8111
診察日	月曜日～土曜日 (土曜日は、第2・4週午前のみの診療科が多い。)	月曜日～土曜日 (土曜日は、第1・3週のみ。)
休診日	毎月第1・3・5土曜日・第2・4土曜日午後・日曜日・祝日・年末年始 (ただし、急患は除く。)	日曜日・祝日、第2・4・5土曜日、年末年始 (12月29日～1月3日まで)
外来受付時間	<b>午前 8時30分～11時30分</b> <b>午後 1時30分～4時00分</b> ※診療科ごとの受付時間はそれぞれ要確認	<b>午前 7時00分～11時00分</b> ※午後診療を行っている科や、午後のみの場合もあるため、各診療科情報を要確認
面会時間	全ての病棟 午後 3:00～7:00	平日 午後 3時00分～午後7時00分 土・日・祝祭日 午後 1時00分～午後7時00分 ※ICU、CCUは全て午後3時～午後7時となります。
診療科目	＜一般外来＞ 内科 (消化器内科、呼吸器内科、循環器内科) ・ 外科 ・ 小児科 ・ 整形外科 ・ 眼科 ・ 耳鼻咽喉科 ・ 婦人科 ・ 皮膚科 ・ 脳神経外科 ・ 放射線科 ・ 麻酔科 ・ リハビリテーション科 ＜特殊外来＞ 循環器外来 ・ 乳腺外来 ・ 小児生活習慣病外来 ・ 睡眠時無呼吸外来 (SAS) ・ 補聴器外来 ・ 忘れんぼう外来 ・ 小児神経障害外来	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、神経内科、外科、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、救急科、精神科
病床数	124床	一般358床

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

坂東市長 様

坂東市デマンドタクシー利用登録申請書

※ 利用する方は、全員(未就学児も含む。)のご登録をお願いします。

住 所	坂東市 番地					
世帯主名	フリガナ					
電話番号 (ご自宅)	(            )					
ご登録者名		続柄	性別	生年月日	携帯電話番号	特記事項
①			男・女	年 月 日		
②			男・女	年 月 日		
③			男・女	年 月 日		
④			男・女	年 月 日		
⑤			男・女	年 月 日		

運転手に知っておいてもらいたい事項

備考1

上記の中で、介助者が必要な方は、氏名を記入し、要件の該当欄に○をつけてください。

氏 名		要件	1 第1種身体障がい 2 第1種知的障がい 3 介護認定が要介護2以上のかた
-----	--	----	---

備考2

- (1) この登録情報は、デマンドタクシーに関する利用以外に使用いたしません。
- (2) 登録内容の確認のため、庁内の担当課に照会する場合があります。
- (3) 利用登録申請書は、市役所企画課又はさしま窓口センターでお預かりします。
- (4) ご不明な点がありましたら、市役所企画課までお問合せください。

(電話：0297—35—2121、0280—88—0111)